

島根県報

号外第一三二号

平成十五年十二月二十八日

(金曜日)

目 次

規 則	(人 事 課)	二
技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	二
技能労務職員の期末手当の特例に関する規則	(人 事 課)	四
公企規程	(人 事 課)	四
島根県企業職員の期末手当の特例に関する規程	(人 事 課)	五
教委規則	(人 事 課)	六
市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	八
最高号給を超える給料月額を受ける教職員の給料の切替え等に関する規則	(人 事 課)	八
労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	(人 事 課)	八
労務職員の期末手当の特例に関する規則	(人 事 課)	九
人委規則	(人 事 課)	九
職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	九
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	一三
最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則	(人 事 課)	一四
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	一五
最高号給を超える給料月額等を受ける教育職員の給料	(人 事 課)	一八

の切替え等に関する規則

公布された条例等のあらまし

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（規則第九九号）

一 規則の概要

1 職員の育児休業等に関する条例の改正に伴う規定の整備（第六条関係）

2 給料表の改正（別表第一関係）

3 給料の調整額の調整基本額表の改正（別表第四関係）

二 施行期日

平成十五年十二月一日から施行することとした。ただし、第六条の改正規定は、平成十六年一月一日から施行することとした。

技能労務職員の期末手当の特例に関する規則（規則第一〇〇号）

一 規則の概要

1 減額内容（第一条関係）

平成十五年十二月に支給する期末手当の額を、規則第九十九号により改正された後の規定により算定される期末手当の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とすることとした。

(1) 平成十五年四月一日において技能労務職員が受けるべき給料（給料月額に
ついては、技能労務職員の給料の特例に関する規則の規定による減額後の
額）、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当（基礎額）及び特
務手当（準ずる手当を含む。）の月額の合計額に百分の一・一を乗じて得た
額に、同月から同年十一月までの月数（以下「調整月数」という。）を乗じ
て得た額

(2) 平成十五年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の一・
一を乗じて得た額

2 調整月数の特例（第四条関係）

平成十五年四月から同年十一月までの間に、在職しなかった期間等がある技

別表第一 (第二条関係)

技 能 労 務 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額
再任用職員 以外の職員		円	円
	1	—	157,500
	2	131,900	164,700
	3	136,000	171,400
	4	140,700	177,200
	5	145,500	182,700
	6	151,500	187,400
	7	157,500	192,800
	8	164,700	198,200
	9	171,400	203,000
	10	177,200	208,600
	11	182,700	214,500
	12	187,400	220,900
	13	192,800	226,900
	14	198,200	233,700
	15	203,000	241,500
	16	208,600	250,700
	17	214,500	258,800
	18	220,900	266,800
	19	226,900	274,800
	20	233,700	283,200
	21	241,500	292,600
	22	250,700	302,600
	23	258,800	311,800
	24	266,800	323,000
	25	273,800	330,500
	26	281,200	338,000
	27	289,600	345,000
	28	294,100	352,000
	29	299,400	361,200
	30	304,700	370,100
	31	308,600	378,800
	32	312,200	386,300
	33		391,800
	34		396,800
	35		400,200
	36		402,700
	37		405,100
	38		407,500
	39		412,900
	40		416,600
	41		420,100
	42		423,600
再任用職員		212,100	228,500

規 則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

能労務職員の調整月数は、当該期間等がある月数を調整月数から減じた月数とする。こととした。

3 規則の失効 (附則第二項関係)

この規則は、平成十六年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。

二 施行期日

平成十五年十二月一日から施行することとした。

平成十五年十一月二十八日

島根県規則第九十九号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則 (昭和三十二年島根県規則第五十五号) の一部を次のように改正する。

第六条中「再任用職員」の下に「及び地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成三年法律第百十号) 第六条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」を加える。
別表第一を次のように改める。

島根県知事 澄 田 信 義

別表第四 (第三条の三関係)

給 料 の 調 整 額 の 調 整 基 本 額 表

職 務 の 級	調 整 基 本 額
1 級	6,900円 (2 号給にあつては5,935円、 3 号給にあつては6,120円、 4 号給にあつては6,331円、 5 号給にあつては6,547円、 6 号給にあつては6,817円)
2 級	9,700円 (1 号給にあつては7,087円、 2 号給にあつては7,411円、 3 号給にあつては7,713円、 4 号給にあつては7,974円、 5 号給にあつては8,221円、 6 号給にあつては8,433円、 7 号給にあつては8,676円、 8 号給にあつては8,919円、 9 号給にあつては9,135円、 10号給にあつては9,387円、 11号給にあつては9,652円)

別表第四を次のように改める。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定は、平成十六年一月一日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

附則別表

最高号給を超える職員の切替表

旧 給 料 月 額	新 給 料 月 額
円	円
431,800	427,100
435,300	430,600
438,800	434,100
442,300	437,600
445,800	441,100

- 2 この規則の施行の日 (以下「施行日」という。) の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額は、附則別表の旧給料月額欄に掲げる施行日の前日におけるその者の給料月額に対応する同表の新給料月額欄に定める給料月額とする。
- 3 前項の規定により施行日における給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初のこの規則による改正後の技能労務職員の給与に関する規則第五条の規定により例によることとされている職員の給与に関する条例 (昭和二十六年島根県条例第一号) 第四条第八項ただし書の規定又は技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (平成十五年島根県規則第三十三号) 附則第二項若しくは第三項の規定の適用については、施行日の前日におけるその者の給料月額を受けていた期間を施行日におけるその者の給料月額を受ける期間に通算する。
- 4 (給料の切替え及び当該切替えに伴う措置)
職員の給料の切替え及び当該切替えに伴う措置については、この規則に定めるもののほか別に定める。

技能労務職員の期末手当の特例に関する規則をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第百号

技能労務職員の期末手当の特例に関する規則

(期末手当の特例)

第一条 平成十五年十二月一日に技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十二年島根県規則第五十五号。以下「規則」という。)(第二条第一項に規定する給料表の適用を受ける技能労務職員(技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十五年島根県規則第九十九号)の規定による改正後の規則(以下「改正後の規則」という。)(第五条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例(昭和二十六年島根県条例第一号。以下「条例」という。)(第十五条の五第一項後段の規定の適用を受ける技能労務職員を含む。以下「技能労務職員」という。)(平成十五年十二月に支給する期末手当の額は、改正後の規則第五条の規定によりその例によることとされる条例第十五条の五第二項から第五項まで又は第十六条の二第一項、第二項若しくは第四項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この条において「基準額」という。)(から次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)(に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成十五年四月一日において技能労務職員が受けるべき給料(給料月額については技能労務職員の給料の特例に関する規則(平成十五年島根県規則第三十四号)本文に規定する額をいう。以下同じ。)(、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当(規則第五条の規定によりその例によることとされる条例第十条の二第二項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。)(及び特地勤務手当(規則第五条の規定によりその例によることとされる条例第十一条の三の規定による手当を含む。)(の月額の合計額に百分の一・一を乗じて得た額(以下「第一号基礎額」という。)(に、同年四月から同年十一月までの月数(以下「調整月数」という。)(を乗じて得た額

二 平成十五年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の一・一を乗じて得た額

(調整額の特例)

第二条 平成十五年六月に期末手当又は勤勉手当を支給された技能労務職員のうち、同月一日から同年十二月一日(同月に支給する期末手当について改正後の規則第五条の規定によりその例によることとされる条例第十五条の五第一項後段の規定の適用を受ける技能労務職員にあつては、退職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)(までの期間引き続き在職した技能労務職員以外の技能労務職員にあつては、調整額は、前条の規定にかかわらず、同条第一号に掲げる額とする。

(調整額の算定基礎となる給与の額)

第三条 第一条第一号に規定する合計額を算定する場合において、平成十五年四月一日に当該合計額の算定の基礎となる給料その他の給与の全額が支給された技能労務職員以外の技能労務職員の当該合計額については、当該給料その他の給与の全額を支給されたものとみなして算定するものとする。

(在職しなかつた期間等がある技能労務職員の調整月数の算定)

第四条 平成十五年四月一日から同年十一月三十日までの期間において、次の各号のいずれかに該当する期間がある技能労務職員の調整月額は、当該期間の区分に応じ当該各号に掲げる月の数を調整月数から減じた月数とする。

一 技能労務職員として在職しなかつた期間(基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間を含む。)(当該期間のある月

二 休職期間(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下この条において「法」という。)(第二十八条第二項又は職員の休職の事由を定める条例(昭和四十七年島根県条例第四号)第二条の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)(をいう。)(、専従休職期間(法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。)(又は育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項の規定により育児休業をしていた期間をいう。)(当該期間のある月

三 停職期間(法第二十九条の規定により停職にされていた期間をいう。)(当該期間のある月であつて、その月について支給された給料の額が第一号基礎額に満たないものの

四 職員の育児休業等に関する条例(平成四年島根県条例第九号)第十条若しくは職員

の休日及び休暇に関する条例（昭和二十七年島根県条例第十号）第十二条第三項の規定により給与を減額された期間又は法第三十八条第一項の規定による許可を得て勤務しなかったことにより給与を減額された期間 当該期間のある月

五 規則第五条の規定によりその例によることとされる条例第十二条の規定により給与を減額された期間 当該期間のある月（前号に該当する月を除く。）であつて、その月について支給された給料の額が第一号基礎額に満たないもの

（端数計算）

第五条 第一号基礎額又は第一条第二号に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

1 この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

2 この規則は、平成十六年三月三十一日限り、その効力を失う。

公営企業管理規程

島根県企業職員の期末手当の特例に関する規程をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県公営企業管理規程第九号

島根県企業職員の期末手当の特例に関する規程

（職員の期末手当の特例）

第一条 平成十五年十二月一日に島根県企業職員の給与に関する規程（昭和四十一年島根県公営企業管理規程第六号。以下「企業職員規程」という。）の適用を受ける企業職員（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年島根県条例第五十九号。）第二十二条及び第二十三条に規定する企業職員を除く。以下「企業職員」という。）に平成十五年十二月に支給する期末手当の額は、企業職員規程第二条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「職員基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「職員調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、職員調整額が職員基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成十五年四月一日において職員が受けるべき給料（給料月額については、島根県企業職員の給料の特例に関する規程（平成十五年島根県公営企業管理規程第三号）による額をいう。）、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当（職員の給与に関する条例（以下「職員条例」という。）第十條の第二項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。）及び特勤勤務手当（職員条例第十一條の三の規定による手当を含む。）の月額の合計額に百分の一・一を乗じて得た額（以下「基礎額」という。）に、同年四月から同年十一月までの月数（以下「調整月数」という。）を乗じて得た額

二 平成十五年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の一・一を乗じて得た額

（調整額の算定基礎となる給与の額）

第二条 第一条第一号に規定する合計額を算定する場合において、当該合計額の算定の基準となる日に当該合計額の算定の基礎となる給料（第一条第一号に規定する給料をいう。）その他の給与の全額が支給された職員以外の職員の当該合計額については、当該給料その他の給与の全額を支給されたものとみなして算定するものとする。

（調整額の特例）

第三条 平成十五年六月に期末手当又は勤勉手当を支給された職員のうち、同月一日から同年十二月一日（同月に支給する期末手当について改正後の職員条例第十五條の五第一項後段の規定の適用を受ける職員にあつては、退職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。）までの期間引き続き在職した職員以外の職員にあつては、職員調整額は、前二条の規定にかかわらず、それぞれ第一条第一号に掲げる額とする。

（調整額の算定基礎となる給与の額）

第四条 第一条第一号に規定する合計額を算定する場合において、当該合計額の算定の基準となる日に当該合計額の算定の基礎となる給料（第一条第一号に規定する給料をいう。以下同じ。）その他の給与の全額が支給された職員以外の職員の当該合計額については、当該給料その他の給与の全額を支給されたものとみなして算定するものとする。

（在職しなかった期間等がある職員の調整月数の算定）

第五条 平成十五年四月一日から同年十一月三十日までの期間において、次の各号のいずれかに該当する期間がある職員の調整月額は、当該期間の区分に応じ当該各号に掲げる

月の数を調整月数から減じた月数とする。

一 職員として在職しなかつた期間（基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間を含む。） 当該期間のある月

二 休職期間（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下この条において「法」という。）第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定により育児休業をしていた期間をいう。） 当該期間のある月

三 停職期間（法第二十九条の規定により停職にされていた期間をいう。） 当該期間のある月であつて、その月について支給された給料の額が基礎額に満たないもの

四 職員の育児休業等に関する条例（平成四年島根県条例第九号）第十条、職員の休日及び休暇に関する条例（昭和二十七年島根県条例第十号）第十二条第三項の規定により給与を減額された期間又は法第三十八条第一項の規定による許可を得て勤務しなかつたことにより給与を減額された期間 当該期間のある月

五 職員条例第十二条の規定により給与を減額された期間 当該期間のある月（前号に該当する月を除く。）であつて、その月について支給された給料の額が基礎額等に満たないもの

（端数計算）

第六条 基礎額又は第一条第二号に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

1 この規程は、平成十五年十二月一日から施行する。

2 この規程は、平成十六年三月三十一日限り、その効力を失う。

教育委員会規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第二十号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和三十二年島根県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の三を次のように改める。

第二十八条の三 条例第十七条の二第二項第一号に規定する県教育委員会規則で定める教職員は、次に掲げる教職員とする。

一 国、県又は特定地方公社等（職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年島根県条例第八号）第五条の四に規定する地方公社又は公庫等をいう。以下同じ。）その他県教育委員会が定める法人から貸与された寄宿に居住している教職員

二 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で、教職員の扶養親族たる者（条例第十六条に規定する扶養親族で条例第十七条第一項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び次条第二号に掲げる住宅並びに県教育委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している教職員

第二十八条の四の次に次の一条を加える。

第二十八条の四の二 条例第十七条の二第二項第二号に規定する県教育委員会規則で定める者は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。

一 前条第二号に掲げる住宅 当該扶養親族たる者

二 前条第三号に掲げる住宅のうち県教育委員会が定める住宅 県教育委員会が定める者

第二十八条の五の二中「第二十八条の三」を「第二十八条の三第一号に規定する宿舍及び同条第二号」に改める。

第二十八条の六を削り、第二十八条の五の三中「（職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年島根県条例第八号）第五条の四に規定する地方公社又は公庫等をいう。以下同じ。）」を削り、「住宅（」の下に「市町村が設置する公舎並びに」を加え、同条を第二十八条の六とする。

第二十八条の十第二項中「又は教職員が条例第十七条の二第二項第一号に規定する場

合に係る住居手当を受けている場合において同号に規定する当該新築又は購入がなされた日から起算して五年を経過したとき」、「それぞれ」及び「又は五年を経過した日」を削り、「それらの」を「その」に改める。

第二十九条の二第三項、第二十九条の五及び第二十九条の十第一項第一号中「自転車等」を「自動車等」に改める。

第二十九条の十一各号を次のように改める。

一 自動車（条例第十八条第一項第二号に規定する自動車をいう。）、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具

二 自転車。ただし、原動機付ものを除く。

第二十九条の十二を次のように改める。

第二十九条の十二 削除

別表第七の三中

医療職給料表(一)	十二号給	十二号給	十七号給	十二号給	を
医療職給料表(二)	十一号給	十二号給	十七号給	十二号給	に改める。

別表第九の三（第二十六条の二関係）

給料の調整額の調整基本額表（中学校及び小学校教育職給料表）

職 務 の 級	調 整 基 本 額
1 級	8,400円（2号給にあつては6,633円、3号給にあつては6,912円、4号給にあつては7,236円、5号給にあつては7,591円、6号給にあつては7,996円）
2 級	11,600円（2号給にあつては7,330円、3号給にあつては7,704円、4号給にあつては8,109円、5号給にあつては8,599円、6号給にあつては8,910円、7号給にあつては9,225円、8号給にあつては9,558円、9号給にあつては9,913円、10号給にあつては10,408円、11号給にあつては10,926円、12号給にあつては11,448円）
3 級	12,500円
4 級	13,700円

別表第九の三を次のように改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

（施行日における昇格又は降格の特例）

2 この規則の施行の日に昇格又は降格した教職員については、当該昇格又は降格がない

ものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の市町村立学校の教職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第十二条の二又は第十二条の三の規定を適用する。

（住居手当に関する経過措置）

3 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年島根県条例第六十三号。以下「改正条例」という。）附則第五項の県教育委員会規則で定めるものは、改正後の規則第二十八条の三第一項に定める宿舍とし、改正条例附則第六項の県教育委員会が認めるものについては、あらかじめ県教育委員会に協議するものとする。

（雑則）

4 前二項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、県教育委員会が定める。

最高号給を超える給料月額を受ける教職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第二十一号

最高号給を超える給料月額を受ける教職員の給料の切替え等に関する規則

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

第一条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和二十九年島根県条例第七号。以下「市町村立学校給与条例」という。）別表第一又は職員の給与に関する条例（昭和三十六年島根県条例第一号）別表第一若しくは別表第五口の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額（市町村立学校給与条例別表第一の備考の規定の適用を受ける教職員にあつては、当該規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下同じ。）を受けていた教職員の施行日における給料月額（以下「新給料月額」という。）は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の調する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額 ×

その者の施行日の前日における給料 施行日の前日におけるその者の調する月給（以下「旧給料月額」という。） — 職務の級における最高の号給の額 +

施行日の前日におけるその者の調する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額

施行日におけるその者の調する職務の級における最高の号給の額

第二条 前条の規定により新給料月額を決定される教職員に対する施行日以後における最初の市町村立学校給与条例第十二条第三項ただし書の規定又は市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成十五年島根県条例第十一号）附則第二項若しくは第三項の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間（県教育委員会の定める教職員にあつては、県教育委員会の定める期間）をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

附 則

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第二十二号

労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年島根県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第二条関係)

給料の調整額の調整基本額表 (技能労務職給料表)

職 務 の 級	調 整 基 本 額
1 級	6,900円 (2 号給にあつては5,935円、 3 号給にあつては6,120円、 4 号給にあつては6,331円、 5 号給にあつては6,547円、 6 号給にあつては6,817円)
2 級	9,700円 (1 号給にあつては7,087円、 2 号給にあつては7,411円、 3 号給にあつては7,713円、 4 号給にあつては7,974円、 5 号給にあつては8,221円、 6 号給にあつては8,433円、 7 号給にあつては8,676円、 8 号給にあつては8,919円、 9 号給にあつては9,135円、10号給にあつては9,387円、 11号給にあつては9,652円)

附 則

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

労務職員の期末手当の特例に関する規則をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

島根県教育委員会規則第二十三号

労務職員の期末手当の特例に関する規則

労務職員の給与に関する規則 (昭和三十二年島根県教育委員会規則第十二号。以下「労務職員規則」という。) 第一条に規定する島根県教育委員会事務局及び学校その他教育機関に勤務する労務職員に平成十五年十二月に支給する期末手当の額は、労務職員規則及び準用される技能労務職員の給与に関する規則 (昭和三十二年島根県規則第五十五号) の規定にかかわらず、技能労務職員の期末手当の特例に関する規則 (平成十五年島根県規則第百号) の規定を準用して得られた額とする。

附 則

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

人事委員会規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第二十二号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則 (昭和二十七年島根県人事委員会規則第二号) の一部を次のように改正する。

第十一条の三の二及び第十一条の三の三を次のように改める。

第十一条の三の二及び第十一条の三の三 削除

第十一条の四を次のように改める。

第十一条の四 条例第九条の五第一項第一号に規定する人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 国又は他の地方公共団体 (以下「国等」という。) 、特定地方公社等 (職員の退職手当に関する条例 (昭和二十九年島根県条例第八号) 第五条の四に規定する地方公社又は公庫等をいう。以下同じ。) その他人事委員会が定める法人から貸与された宿舍

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

に居住している職員

二 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者（条例第八条に規定する扶養親族で条例第九条第一項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び次条第二号に掲げる住宅並びに人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

第十一条の五の次に次の一条を加える。

第十一条の五の二 条例第九条の五第一項第二号に規定する人事委員会規則で定める者は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。

一 前条第二号に掲げる住宅 当該扶養親族たる者

二 前条第三号に掲げる住宅のうち人事委員会が定める住宅 人事委員会が定める者

第十一条の六の二中「第十一条の四」を「第十一条の四第一号に規定する宿舍及び同条第二号」に改める。

第十一条の七を削り、第十一条の六の三中「職員等給料表」を「条例第三条第四項に規定する職員等給料表（以下「職員等給料表」という。）」に改め、「住宅」の下に「県が設置する公舎並びに」に加え、同条を第十一条の七とする。

第十一条の十一第二項中「又は職員が条例第九条の五第二項第二号に規定する場合に係る住宅手当を受けている場合において同号に規定する当該新築又は購入がなされた日から起算して五年を経過したとき」、「それぞれ」及び「又は五年を経過した日」を削り、「それらの」を「その」に改める。

第十二条の二第三項、第十二条の五及び第十二条の十第一号中「自転車等」を「自動車等」に改める。

第十二条の十一各号を次のように改める。

一 自動車（条例第十条第一項第二号に規定する自動車をいう。）、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具

二 自転車。ただし、原動機付のものを除く。

第十二条の十一の二を次のように改める。

第十二条の十一の二 削除

第十二条の十七第二項中「（同日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの

間にある職員にあつては、当該各号に定める日に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十四年島根県条例第六十九号）第一条の規定による改正後の条例（第十二条の十八第二項において「平成十四年改正後の条例」という。）の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額）」を削り、同条に次の一項を加える。

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 前項各号に定める日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十四年島根県条例第六十九号）の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

二 前項各号に定める日が平成十五年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年島根県条例第六十一号）の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

第十二条の十八第二項中「（当該異動又は公署の移転の日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある職員にあつては、当該異動又は公署の移転の日に係る給料及び扶養手当について平成十四年改正後の条例の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額）」を削り、同条に次の一項を加える。

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある職員 前項中「受けていた」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十四年島根県条例第六十九号）の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

別表第二 (第六条関係)

給 料 の 調 整 額 の 調 整 基 本 額 表

イ 行政職給料表

職 務 の 級	調 整 基 本 額
1 級	5,100円
2 級	6,500円
3 級	8,500円 (1 号給にあつては8,298円)
4 級	9,800円
5 級	10,200円
6 級	10,800円
7 級	11,300円
8 級	11,900円
9 級	12,900円
10 級	13,600円
11 級	15,400円

ロ 公安職給料表

職 務 の 級	調 整 基 本 額
1 級	8,200円 (2 号給にあつては7,051円、 3 号給にあつては7,348円、 4 号給にあつては7,668円、 5 号給にあつては7,983円)
2 級	9,000円 (2 号給にあつては7,744円、 3 号給にあつては8,068円、 4 号給にあつては8,478円、 5 号給にあつては8,923円)
3 級	9,800円 (2 号給にあつては8,932円、 3 号給にあつては9,297円、 4 号給にあつては9,661円)
4 級	10,600円 (1 号給にあつては10,395円)
5 級	11,200円
6 級	11,900円
7 級	12,300円
8 級	12,800円
9 級	13,200円
10 級	14,000円

ハ 医療職給料表(二)

職 務 の 級	調 整 基 本 額
1 級	6,100円
2 級	8,000円 (2 号給にあつては7,947円)
3 級	9,600円 (1 号給にあつては9,243円、 2 号給にあつては9,562円)
4 級	10,200円
5 級	11,200円
6 級	12,000円
7 級	13,000円

ニ 医療職給料表(三)

職 務 の 級	調 整 基 本 額
1 級	8,100円 (2 号給にあつては6,840円、 3 号給にあつては7,092円、 4 号給にあつては7,353円、 5 号給にあつては7,632円、 6 号給にあつては8,001円)
2 級	9,900円 (2 号給にあつては8,050円、 3 号給にあつては8,428円、 4 号給にあつては8,847円、 5 号給にあつては9,103円、 6 号給にあつては9,369円、 7 号給にあつては9,634円)
3 級	10,300円 (1 号給にあつては9,940円、 2 号給にあつては10,251円)
4 級	10,600円
5 級	11,000円
6 級	12,400円
7 級	13,400円

二 条例第十一条の三第一項に規定にする異動又は公署の移転の日が平成十五年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員 前項中「受けていた」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十五年島根県条例第六十一号)の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

第十六条第三項第一号中「国又は他の地方公共団体(以下「国等」という。)」を「国等」に改める。
別表第二を次のように改める。

別表第四 (第六条の十関係)

別表第四を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項 職 員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	
	円	円	円	円	円	円
1 年 未 満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200
1 年 以 上 2 年 未 満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200
2 年 以 上 3 年 未 満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200
3 年 以 上 4 年 未 満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200
4 年 以 上 5 年 未 満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200
5 年 以 上 6 年 未 満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200
6 年 以 上 7 年 未 満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	48,400
7 年 以 上 8 年 未 満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	46,600
8 年 以 上 9 年 未 満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	44,800
9 年 以 上 10 年 未 満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	43,000
10 年 以 上 11 年 未 満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	41,200
11 年 以 上 12 年 未 満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	39,400
12 年 以 上 13 年 未 満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	37,600
13 年 以 上 14 年 未 満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	35,800
14 年 以 上 15 年 未 満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	34,400
15 年 以 上 16 年 未 満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	33,000
16 年 以 上 17 年 未 満	303,500	265,300	213,400	157,000	98,800	31,600
17 年 以 上 18 年 未 満	299,100	261,300	210,100	154,400	97,200	30,200
18 年 以 上 19 年 未 満	294,700	257,300	206,800	151,800	95,600	28,800
19 年 以 上 20 年 未 満	290,300	253,300	203,500	149,200	94,000	27,400
20 年 以 上 21 年 未 満	285,900	249,300	200,200	146,600	92,400	26,000
21 年 以 上 22 年 未 満	273,900	239,300	192,900	141,000	89,100	25,400
22 年 以 上 23 年 未 満	261,700	229,200	185,300	135,600	85,400	24,800
23 年 以 上 24 年 未 満	249,800	219,400	178,300	130,000	82,100	23,900
24 年 以 上 25 年 未 満	237,800	209,400	170,800	124,700	78,400	23,200
25 年 以 上 26 年 未 満	225,700	199,400	163,600	119,200	75,100	22,600
26 年 以 上 27 年 未 満	210,600	185,700	152,400	111,400	70,200	22,000
27 年 以 上 28 年 未 満	195,700	172,200	141,800	103,500	65,700	21,400
28 年 以 上 29 年 未 満	180,700	158,700	130,900	95,600	61,200	20,700
29 年 以 上 30 年 未 満	165,500	145,000	119,800	87,800	56,300	20,400
30 年 以 上 31 年 未 満	148,100	130,000	108,200	79,200	51,600	20,000
31 年 以 上 32 年 未 満	130,600	115,000	96,400	70,800	46,500	19,300
32 年 以 上 33 年 未 満	113,400	100,200	84,900	62,100	41,900	18,500
33 年 以 上 34 年 未 満	82,900	75,400	65,400	49,400	33,800	17,600
34 年 以 上 35 年 未 満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	16,900

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第 6 条の 7 各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において「1 項職員」とは、第 6 条の 5 第 1 項の職を占める職員を、「2 項職員」とは、同条第 2 項の職を占める職員をいう。
- この表において「1 種」とは、第 6 条の 5 第 1 項第 1 号の職を占める職員を、「2 種」とは、同項第 2 号の職を占める職員を、「3 種」とは、同項第 3 号の職を占める職員を、「4 種」とは、同項第 4 号の職を占める職員を、「5 種」とは、同項第 5 号の職を占める職員をいう。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

(住居手当に関する経過措置)

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年島根県条例第六十一号。以下「改正条例」という。）附則第六項の人事委員会規則で定めるものは、この規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則第十一条の四第一号に定める宿舍とし、改正条例附則第七項の人事委員会が認めるものについては、あらかじめ人事委員会に協議するものとする。

(雑則)

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

別表第二十五の二（第二十二条関係）

特 定 号 給 表

給料表	職務の級						
	一 級	二 級	三 級	四 級	五 級	六 級	七 級
行政職給料表	十号給	九号給	九号給	十五号給	十二号給	十六号給	十四号給
公安職給料表	二十二号給	二十号給	十四号給	二十二号給	十二号給	十八号給	十六号給
海事職給料表	十四号給	十号給	八号給	十二号給			
研究職給料表	十号給	十三号給	十二号給	九号給			
医療職給料表(一)	十二号給	十三号給	十七号給				
医療職給料表(二)	十一号給	十二号給	十七号給	十二号給	十四号給	八号給	
医療職給料表(三)	十四号給	二十六号給	十九号給	十四号給	十号給	九号給	

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第二十三号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年島根県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二十五の二を次のように改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

(施行日における昇格又は降格の特例)

2 この規則の施行の日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第二十二條又は第二十三條の規定を適用する。

最高号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第二十四号

最高号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

第一條 この規則の施行の日 (以下「施行日」という。) の前日において職員の給与に関する条例 (昭和二十六年島根県条例第一号。以下「条例」という。) 別表第一から別表第五までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額 (以下「新給料月額」という。) は、次の式により算定した額とする。

$$\begin{array}{l} \text{施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額} \times \\ \text{その者の施行日の前日における給料} - \text{施行日の前日におけるその者の属する} \\ \text{月額 (以下「旧給料月額」という。) } - \text{職務の級における最高の号給の額} \\ + \\ \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給} \\ \text{下位の号給との差額} \\ \text{施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額} \end{array}$$

第二條 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の条例第四條第八項ただし書の規定又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成十五年島根県条例第九号) 附則第二項若しくは第三項の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間 (人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間) をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第五條第四項の規定による給料月額の切替え)

第三條 施行日の前日において一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 (平成十五年島根県条例第七号) 第五條第四項の規定による給料月額を受けていた職員の新給料月額は、その者の旧給料月額に対応する次の表の新給料月額欄に定める給料月額とする。

旧 給 料 月 額	新 給 料 月 額
円	円
989,000	978,000
1,003,000	991,000

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例第四條第三項の規定による給料月額の切替え)

第四條 施行日の前日において一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成十五年島根県条例第八号) 第四條第三項の規定による給料月額を受けていた職員の新給料月額は、その者の旧給料月額に対応する次の表の新給料月額欄に定める給料月額とする。

旧 給 料 月 額	新 給 料 月 額
円 1,003,000	円 991,000

附 則

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第二十五号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和三十二年人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の四を次のように改める。

第三十五条の四 条例第十九条の二第二項第一号に規定する人事委員会規則で定める教育職員は、次に掲げる教育職員とする。

一 国又は他の地方公共団体（以下「国等」という。）、特定地方公社等（職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年島根県条例第八号）第五条の四に規定する地方公社又は公庫等をいう。以下同じ。）その他人事委員会が定める法人から貸与された宿舎に居住している教育職員

二 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）。

以下同じ。）父母又は配偶者の父母で、教育職員の扶養親族たる者（条例第十八条に規定する扶養親族で条例第十九条第一項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び次条第二号に掲げる住宅並びに人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している教育職員

第三十五条の五に次の一条を加える。

第三十五条の五の二 条例第十九条の二第二項第二号に規定する人事委員会規則で定める者は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。

一 前条第二号に掲げる住宅 当該扶養親族たる者

二 前条第三号に掲げる住宅のうち人事委員会が定める住宅 人事委員会が定める者

第三十五条の六の二中「第三十五条の四」を「第三十五条の四第一号に規定する宿舍及び同条第二号」に改める。

第三十五条の七を削り、第三十五条の六の三中「（職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年島根県条例第八号）第五条の四に規定する地方公社又は公庫等をいう。以下同じ。）」を削り、「住宅（」の下に県が設置する公舎並びに」を加え、同条を第三十五条の七とする。

第三十五条の十一第二項中「又は教育職員が条例第十九条の二第二項第二号に規定する場合に係る住居手当を受けている場合において同号に規定する当該新築又は購入がなされた日から起算して五年を経過したとき」、「それぞれ」及び「又は五年を経過した日」を削り、「それらの」を「その」に改める。

第三十六条の二第三項、第三十六条の五及び第三十六条の十第一号中「自動車等」を「自動車等」に改める。

第三十六条の十一各号を次のように改める。

一 自動車（条例第二十条第一項第二号に規定する自動車をいう。）、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具

二 自転車。ただし、原動機付のものを除く。

第三十六条の十一の二を次のように改める。

第三十六条の十一の二 削除

第三十六条の十七第二項中「（同日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日まで

の間にある教育職員にあつては、当該各号に定める日に係る給料及び扶養手当について県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十四年島根県条例第七十号）第一条の規定による改正後の条例（第三十六条の十八第二項において「平成十四年改正後の条例」という。）の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額）」を削り、同条に次の一項を加える。

3 次の各号に掲げる教育職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 前項各号に定める日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある教育職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十四年島根県条例第七十号）の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

二 前項各号に定める日が平成十五年四月一日から同年十一月三十日までの間にある教育職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年島根県条例第六十二号）の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

第三十六条の十八第二項中、「（当該異動又は学校の移転の日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある教育職員にあつては、当該異動又は学校の移転の日に係る給料及び扶養手当について平成十四年改正後の条例の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額）」を削り、同条に次の一項を加える。

3 次の各号に掲げる教育職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 条例第二十一条の三第一項に規定する異動又は学校の移転の日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある教育職員 前項中「受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十四年島根県条例第七十号）の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

二 条例第二十一条の三第一項に規定にする異動又は学校の移転の日が平成十五年四月

一日から同年十一月三十日までの間にある教育職員 前項中「受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年島根県条例第六十二号）の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

第四十条第三項第一号中「国又は他の地方公共団体（以下「国等」という。）」を「国等」に改める。

別表第九の三の特定号給表の大学教育職給料表の項中「十一号給」を「十号給」に改める。

別表第十一の二を次のように改める。

別表第十一の二（第二十六条関係）

給 料 の 調 整 額 の 調 整 基 本 額 表

イ 大学教育職給料表

職 務 の 級	調 整 基 本 額
1 級	9,400円（2号給にあつては7,236円、3号給にあつては7,591円、 4号給にあつては8,046円、5号給にあつては8,532円、 6号給にあつては8,878円、7号給にあつては9,207円）
2 級	11,100円（2号給にあつては9,126円、3号給にあつては9,522円、 4号給にあつては9,922円、5号給にあつては10,350円、 6号給にあつては10,773円）
3 級	12,600円（1号給にあつては11,371円、2号給にあつては11,952円、 3号給にあつては12,523円）
4 級	13,500円（1号給にあつては12,852円）
5 級	16,200円

ロ 高等学校教育職給料表

職 務 の 級	調 整 基 本 額
1 級	9,300円（2号給にあつては6,633円、3号給にあつては6,912円、 4号給にあつては7,236円、5号給にあつては7,591円、 6号給にあつては7,996円、7号給にあつては8,446円、 8号給にあつては8,743円、9号給にあつては9,045円）
2 級	11,700円（2号給にあつては8,599円、3号給にあつては8,910円、 4号給にあつては9,225円、5号給にあつては9,558円、 6号給にあつては9,913円、7号給にあつては10,408円、 8号給にあつては10,926円、9号給にあつては11,448円）
3 級	13,000円
4 級	14,100円

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

（施行日における昇格又は降格の特例）

2 この規則の施行の日における昇格又は降格した教育職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けてい

たものとなし、この規則による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第十六条の二又は第十六条の三の規定を適用する。（住居手当に関する経過措置）

3 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年島根県条例第六十二号。以下「改正条例」という。）附則第五項の人事委員会規則で定めるものは、改正後の規則第三十五条の四第一号に定める宿舍とし、改正条例附則第六項の人事

毎週火・金曜日発行

委員会が認めるものについては、あらかじめ人事委員会に協議するものとする。
(雑則)

4 前二項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

最高号給を超える給料月額等を受ける教育職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成十五年十一月二十八日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第二十六号

最高号給を超える給料月額等を受ける教育職員の給料の切替え等に関する規則
(最高号給を超える給料月額の切替え等)

第一条 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において県立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和二十九年島根県条例第六号。以下「条例」という。)別表第一及び別表第二の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額(条例別表第二の備考の規定の適用を受ける教育職員にあつては、当該規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下同じ。)を受けていた教育職員の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額 ×

その者の施行日の前日における給料 — 施行日の前日におけるその者の属する月額(以下「旧給料月額」という。) — 職務の級における最高の号給の額 +

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

第二条 前条の規定により新給料月額を決定される教育職員に対する施行日以後における最初の条例第十一条第三項ただし書の規定又は県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十五年島根県条例第十号)附則第二項若しくは第三項の適

用については、その者の旧給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める教育職員にあつては、人事委員会の定める期間)をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。
附 則
この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

平成十五年十一月二十八日印刷
平成十五年十一月二十八日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町松島根県庁
松江市学園南松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)